

契約内容報告書（様式第26号）について

契約を締結した事業者は、新規に契約したとき、契約を修了したとき、又は契約支給量を変更したときは、契約内容報告書により、その契約内容を市町村に遅延なく報告しなければなりません。（短期入所を除く。）

1. 報告期限

事業者が市町村に対し、介護給付費・訓練等給付費等請求書等をサービス提供月の翌月10日までに提出する必要があることに留意し、契約の締結等の後、速やかに報告してください。

2. 報告内容

(1) 報告対象者

- ア 受給者証番号
- イ 支給決定障害者（保護者）氏名
- ウ 支給決定に係る障害児氏名

(2) 契約締結又は契約内容変更による契約支給量等

- ア 受給者証の事業者記入欄の番号
- イ サービス内容
- ウ 契約支給量
- エ 契約日（又は契約支給量を変更した日）
- オ 理由（新規契約又は契約の変更）

(3) 既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

- ア 提供を終了する事業者記入欄の番号
- イ 提供終了日
- ウ 提供終了月中の終了日までの既支給量
- エ 既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由

3. 記載方法

(1) 報告対象者

当該契約に係る支給決定障害者等の受給者証番号、氏名等を記載する。

(2) 契約締結又は契約内容変更による契約支給量等

ア 当該契約に係る受給者証の事業者記入欄の番号ごとに記入した契約締結及び契約変更の内容（サービス内容、契約支給量、契約日等）を記載する。

(ア) サービス内容

契約を締結したサービスの種類を記載する。ただし、次のサービスについては、それぞれに記載する区分により記載する。

- ①居宅介護：「身体介護」、「通院介助」、「家事援助」、「通院等乗降介助」
- ②重度障害者等包括支援：「重度障害者等包括支援」、「重度障害者等包括支援（共同生活介護利用型）」

③自立訓練：「機能訓練」、「生活訓練」、「生活訓練（退院支援施設利用型）」、「生活訓練（継続的短期滞在型）」、「宿泊型自立訓練」

④就労移行支援：「就労移行支援」、「就労移行支援（退院支援施設利用型）」、「就労移行支援（養成施設）」

(イ) 契約支給量

契約した支給量を記載する。居住系サービスについては記載不要。

(ウ) 契約日（変更契約日）

居住系サービス以外は、契約又は支給量の変更契約をした日を記載する。居住系サービスについては、入所（入居）日を記載する。

イ 当該報告の理由となる事項をチェックする。

(3) 既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

ア 当該契約に係る受給者証の事業者記入欄の番号ごとに記入したサービス提供の終了に係る内容（提供終了日、提供終了月中の終了日までの既提供量）を記載する。

(ア) 当該契約支給量によるサービス提供終了日

居住系サービス以外は、当該契約によるサービス提供の最終日を記載する。居住系サービスについては、退所（退居）日を記載する。

(イ) サービス提供終了月中の終了日までにサービス提供した支給量を記載する。居住系サービスについては記載不要。

イ 当該報告の理由となる事項をチェックする。